

30答申第4号

平成30年12月18日

久留米市長 大久保 勉 様

久留米市情報公開・個人情報保護審査会

会長 小原 清 信

久留米市個人情報保護条例第22条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

「個人情報開示等の審査請求に関する諮問書（平成30年9月19日付け30市総第130号）」による下記の諮問について、久留米市個人情報保護条例（平成3年久留米市条例第17号）第23条第3項の規定により、別紙のとおり答申します。

記

平成30年6月7日付け30市総第64号の個人情報開示等請求一部承諾決定に対する審査請求について

別 紙

答 申

第1 審査会の結論

実施機関（市民文化部）の行った個人情報開示等請求一部承諾決定は妥当である。

第2 審査請求に係る経緯

年 月 日	経 緯 等
平成30年 5月24日	市民文化部総務にて個人情報開示等請求書を受付
平成30年 6月 7日	個人情報開示等請求一部承諾決定
平成30年 9月 5日	審査請求人からの審査請求書を受付

第3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

平成30年6月7日付の市長による行政文書30市総第64号及び30総第501号の個人情報開示等請求一部承諾決定について、開示が承諾されなかった部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び処分理由説明書に対する反論意見書で説明している審査請求の理由の要旨については、次のとおりである。

(1) 久留米市行政不服審査会における発言

久留米市行政不服審査会（以下「行政不服審査会」という。）における発言については、未成熟な情報として不開示とされているが、未成熟な情報を基に市の機関で審議・検討されているということに寒気がする。不開示にしたことは、知る権利を侵害しており、憲法に違反していると思われる。行政不服審査会の委員が、審査請求人に有利になるようなことを引き出したような場合、そのことを不開示とされるようなことは問題である。審査請求人に有利な話は、後の全ての請求人には、自明のこととして扱われるべきで、これは裁判についてもそうあるべきだと考える。

なお、行政不服審査会における発言に係る処分は、平成30年6月7日付30市総

第64号の個人情報開示等一部承諾決定（以下「本件処分」という。）とは別に平成30年6月7日付け30総第501号により処分を行っているが、本件処分に係るものとしても審査請求を行う。

(2) 金融機関への預貯金等の調査

財産の秘匿の可能性が、不開示理由として示されているが、金融機関への調査は公然のことであるので、滞納者は、金融機関に預けないことも可能であるのに、開示すると滞納整理業務の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあるという理由で、不開示とされている。そもそも、どのようにしたら「秘匿していない」ことの証明が可能なのか教えていただきたいものである。

第4 実施機関（市民文化部）の説明要旨

実施機関（市民文化部）が処分理由説明書及び口頭による説明により主張している内容の要旨は、次のとおりである。

1 金融機関への預貯金等の調査

審査請求人が平成30年5月24日に行った個人情報開示請求のうち、「金融機関への預貯金等の調査（過去全ての分）」に該当する文書として「金融機関への預貯金調査の経過記録」を特定し、本件処分を行った。

「金融機関への預貯金調査の経過記録」には、氏名、金融機関への調査日、金融機関への調査結果等が記載されており、このうち、不開示としたのは金融機関への調査日及び調査結果（銀行名、口座番号、残高等）である。これらの情報を開示した場合、財産を秘匿される可能性があり、迅速且つ円滑な徴収事務に支障を生ずるおそれがある情報であり、久留米市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条の2第1項第6号に該当するため、不開示としたものである。

2 行政不服審査会における発言について

本件処分において、実施機関（市民文化部）が特定した文書に行政不服審査会における発言を含むものはなく、実施機関（市民文化部）が特定した審査請求に関する書類について、不開示とした部分はない。

審査請求人が請求した「行政不服審査会における発言について」に係る文書は、市民文化部ではなく総務部において管理していることから、同部において平成30年6月7日付け30総第501号個人情報開示等請求一部承諾通知書をもって処分を行っている。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関（市民文化部）の説明を検討した結果、次のとおり判断する。

- 1 本件処分において特定された公文書のうち実施機関が開示としたのは、「金融機関への預貯金調査の経過記録」のうちの金融機関への調査日及び調査結果（銀行名、口座番号、残高等）であるが、これらの情報を開示した場合、実施機関（市民文化部）が金融機関への預貯金調査を行う時期や調査対象として把握している口座等が明らかとなることから、財産を秘匿される可能性があり、迅速且つ円滑な徴収事務に支障を生ずるおそれがある。よって、これらの情報は、条例第14条の2第1項第6号に該当する情報である。
- 2 審査請求人は、「行政不服審査会における発言」のうちの一部について開示が承諾されなかったことについて本件処分に係る審査請求においても審査すべきと主張する。

しかしながら、「行政不服審査会における発言」については、本件処分とは別にその文書を管理している総務部が平成30年6月7日付30総第501号個人情報開示等一部承諾通知書をもって処分を行っているのであって、本件処分において処分を行っていないことが認められるから、「行政不服審査会における発言」について本件処分の対象として審査請求を行うとする審査請求人の主張は、採用できない。

以上によれば、審査請求人の請求には理由がなく、前記結論のとおり答申する。

第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について次のとおり審査を行った。

年 月 日	経 過 等
平成30年 9月19日	実施機関から当審査会に諮問
平成30年10月 5日 (第1回審査会)	実施機関から処分理由説明書の提出
平成30年10月11日 (第2回審査会)	審議
平成30年10月24日 (第3回審査会)	実施機関から処分理由の説明及び審議
平成30年11月 8日	審議

(第4回審査会) 平成30年11月26日	審議
(第5回審査会) 平成30年12月18日	審議

第7 久留米市情報公開・個人情報保護審査会委員

役 職 名	氏 名
会 長	小 原 清 信
委 員	西 嶋 法 友
委 員	柿 本 眞左子
委 員	西 野 惠 子
委 員	吉 田 哲 磨